

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 98 号	令和 2 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 99 号	令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	20
議案第 100 号	令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	23
議案第 101 号	令和 2 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	28
議案第 102 号	令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	31
議案第 103 号	令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	34
議案第 104 号	令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計予算	37
議案第 105 号	鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 106 号	鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 107 号	鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第 108 号	鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について	48

議案第 104 号

令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,415 ha
2	年間総処理水量	19,967,501 m ³
3	一日平均処理水量	54,705 m ³
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	209,549 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	下水道事業収益	7,028,876 千円
第 1 項	営業収益	2,936,685 千円
第 2 項	営業外収益	4,092,191 千円

支 出

第 1 款	下水道事業費用	6,905,456 千円
第 1 項	営業費用	6,153,436 千円
第 2 項	営業外費用	747,020 千円
第 3 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,740,301千円は、当年度分損益勘定留保資金1,516,969千円、繰越利益剰余金額50,273千円及び当年度利益剰余金処分量173,059千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,119,070 千円
第1項 企業債	1,388,300 千円
第2項 他会計補助金	696,052 千円
第3項 国庫補助金	28,000 千円
第4項 分担金及び負担金	2,210 千円
第5項 長期貸付金償還金	4,508 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,859,371 千円
第1項 建設改良費	337,205 千円
第2項 企業債償還金	3,514,810 千円
第3項 長期貸付金	7,356 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場し渣処理処分 業務委託事業費	令和3年度まで	千円 83
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出 業務委託事業費	令和3年度まで	555
七里ガ浜浄化センター汚泥 運搬業務委託事業費	令和3年度まで	5,412
山崎浄化センターし渣処理 処分業務委託事業費	令和3年度まで	275
浄化センター水質分析事業費	令和3年度まで	802

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,388,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後には、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 346,904 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち50,273千円及び当年度利益剰余金のうち173,059千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 223,332 千円

令和2年(2020年)2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇